

札幌市子どもの権利委員会の今後の活動について（案）

平成 23 年度の子どもの権利委員会の今後の活動について、考えられる項目

（第 12 回：4～5 月頃、第 13 回：7 月頃、第 14 回：9～10 月頃、計 3 回を予定）

1 平成 22 年度の実施した取組等の報告（第 12 回委員会）

- ・平成 22 年度に実施した取組の報告・審議
- ・子どもの権利救済機関運営状況についての報告

2 子どもの権利に関する広報普及のあり方について（第 12 回委員会以降）

現在の市の取組、推進計画に掲げている取組の中で、次の項目などが考えられる。

- ・さっぽろ子どもの権利の日事業

内部で検討を行った企画案を委員会に提示。

- ・広報手段や手法の検討

「テレビなどのメディアを用いたストーリー性のある広報番組」や「幼児・小学校低学年向けの啓発資料」など、推進計画に例示している広報物の作成に当たって、具体的にどのような広報物を作成するのか、どのような方法で検討を進めるのかなどの企画。

- ・子ども向けホームページ

「子どもが興味を持てる内容か」「子どもに分かりやすい表現となっているか」

「使いやすさ」などの検証。